

新型コロナウイルス感染症の労災

厚労省の新型コロナウイルス感染症取り扱いに関する通達

仕事や通勤が原因で新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、労災請求を労働基準監督署に行うことが大切です。

4月28日、厚労省は都道府県労働局労働基準部長に宛てて「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取り扱いについて（基補発0428第1号）」を発出しました。

この通達には、医師、看護師、介護従事者が仕事で新型コロナウイルスに感染した場合は労災保険の給付対象になることや、複数の感染者が確認された労働環境下での業務及び顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務、感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合等の労災補償の取扱いについて記載されています。

この通達に先立って厚労省から発出されていた、2月3日付けの都道府県労働局労災補償課長宛ての通達、「新型コロナウイルス感染症に係る労災補償業務の留意点について（基補発0203第1号）」は福島みずほ参議院議員が入手し、東京労働安全衛生センターを経て明らかにされていましたが、4月28日に発出された通達は2月3日に発出された通達より詳しい内容になっています。

2月3日付けの通達の内容も、仕事で新型コロナウイルス感染症に罹患した労働者から労災保険給付の請求がされた場合の取扱いについてです。この通達の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る労災補償の取扱いについてQ&A」には、業務上と考えられる例がいくつか紹介されており、その一つは「接客などの対人業務において、新型コロナウイルスの感染者等と濃厚接触し、業務以外に感染者等との接触や感染機会を認められず発症」というものです。

東京労働安全衛生センターが厚労省職員より聴取した情報によると、4月22日時点で、厚労省の各地の特別労働相談窓口には500件以上の新型コロナウイルス感染症の労災補償に関する相談が寄せられており、今後の新型コロナウイルス感染症に関する労災の調査にあたっては保健所との連携を行い、発症から2週間前までの感染経路を調べる予定ということです。

4月24日、毎日新聞は3月から4月までに中国人観光客を案内したツアー関係者や、陽性患者を看病していた看護師などからの新型コロナウイルス感染症に係る労災請求が3件行われていることを報道しましたが、4月29日夕方のNHKニュースによると、新型コロナウイルス感染症の労災申請はさらに増えて、27日の時点で全国で4件と報道されました。

厚労省は、感染力が強いという新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえ、業務起因性を判断する際には、感染経路の特定を厳格に求めず、迅速かつ広範に労働者の救済と補償を図るべきです。今後の新型コロナウイルス感染症に係る労災請求件数や認定件数に注目していく必要があります。

韓国の新型コロナウイルス感染症認定事例

韓国で労災保険の認定を行う勤労福祉公団は4月10日、九老区コールセンターで相談業務に従事し、新型コロナウイルス感染症に罹患した労働者の労災を認定しました。

勤労福祉公団の業務上判定委員会は、密集しているスペースで勤務する業務の特性上、繰り返し飛沫などの感染危険にさらされた点を考慮し業務と申請疾病との間に相当因果関係があると判断しました。

この認定により被災労働者には新型コロナウイルス感染症の治療で働けない期間中、平均賃金の70パーセントに相当する休業給付が支給されるようになります。

この労災認定は申請からわずか3週間で決定されました。勤労福祉公団は新型コロナウイルス感染症のような感染性の疾病については、疫学調査を経て正確な感染経路を確認しなければならず長期間の時間を要すが、今回の件については、自治体ホームページ等の関係機関の情報を活用し、明確な発症経路を確認し、疫学調査の省略等により速やかに労災承認を決定した。また、被災労働者が労災申請を容易に行えるよう事業主確認制度を廃止し、書式を簡素化したほか、やむを得ない場合、病院診断書の添付だけでも労災申請が可能となるよう、制度を改善したと報道発表資料において明らかにしています。

厚労省の経済団体に対する要請

4月17日、厚労省は経済団体などに対し「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について」という通知を出し、協力依頼を行いました。

厚労省はこの通知の中で、新型コロナウイルス感染症の陽性者について、労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告の提出に留意することや労災保険制度については、労働者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、業務又は通勤に起因して発症したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となることから、労災保険制度について周知していただいた上、適切に請求を勧奨していただきたいと要請しています。

全国労働安全衛生センター連絡会議の厚労省に対する緊急要請

名古屋労災職業病研究会も加入している全国労働安全衛生センター連絡会議は前述の4月28日付け厚労省通達が発出される前の4月27日、各地で職場での集団感染が明らかになっており、多くの労働者の安全と健康、権利と尊厳が深刻な危機にさらされているとの認識から、厚労省に対し「新型コロナウイルス感染症と労働安全衛生および労災に関する緊急要請」を提出するとともに全国の報道機関に公表しました。

新型コロナウイルスの労災については動き始めたばかりの問題で、筆者が情報提供をした新聞記者からは、新型コロナウイルス感染症が労災適応になることについて知らなかったとか、新型コロナウイルスと労災申請というテーマは興味深いので、引き続き関心をもっていくというような返事が届きました。

緊急要請の内容は、厚労省が新型コロナウイルス感染症に関する具体的な労災認定事例および認定基準を公表して、新型コロナウイルス感染症が労災認定され得ることを積極的に社会に周知し、労災請求を促すようにすることの他、厚労省が事業主および労働者に対する要請や情報提供において、事業主が労働者の安全衛生を確保する法的義務を負っていることおよび、労働者が職場において自らの安全と健康の確保を求める権利を有していることを明示することや、厚労省が医療機関をはじめ、労働者の個人用防護具や感染防護資材が不足している労働現場への緊急支援に全力を尽くすこと等です。

(事務局 成田博厚)